

新型インフルエンザ対応マニュアル (全学編) 平成21年4月版



神戸大学

<感染症の発生>

第1段階



フェーズ 3 A 及び フェーズ 3 B

保健管理センターに連絡が入る

関係部署(総務部・国際部・学務部)
職員・学生への緊急連絡の判断

連絡・周知

状況に応じて
対策会議の設置(理事・関係部長・保セ長)

担当課長会議
・正確な情報の収集・管理関係機関(警察、消防署、保健所等)から、情報収集を行う。
・必要に応じ海外渡航の自粛を要請する。

各部局へ
通知及び情報収集

第2段階



フェーズ 4 A ~ 6 A 及び フェーズ 4 B ~ 6 B

対策会議へ連絡が入る

対策本部設置

広報マネージャーに連絡

指示及び窓口

報道機関への公表をする場合
・緊急記者発表の日時、場所、発表者の決定
・発表用原稿、想定問答集の作成 ・・記者クラブへの連絡
・報道機関対応窓口の一本化 ・・HP掲載の検討

対策方針を決定(文部科学省行動計画により決定)
・全体状況の把握 ・・感染者への対応 ・・報道機関へ公表の有無
・各部局へ電話や取材への対応を指示 ・・相談窓口設置の有無 ・・その他

感染拡大の防止
・感染者の状況把握
・学内への注意喚起
・拡大防止策の検討・実施

学生対応
・授業休講・課外活動禁止
・キャンパス閉鎖・寮閉鎖・外出禁止 等

職員対応
・自宅待機 ・・出勤停止 ・・対応体制の検討

文部科学省への報告及び連携
厚生労働省への報告及び連携
医療機関と協力及び連携
地方自治体との協力及び連携

次の段階

事態収束へ

今後の大学としての対応策を発表、
感染防止に努めるとともに、感染症の意識啓発を促進する。

新型インフルエンザ発生時の対応

1. はじめに

新型インフルエンザをめぐる最近の動向については、現在は、ヒトからヒトへの感染は基本的にみられない段階（フェーズ3※）であるものの、鳥インフルエンザの流行は、東南アジアを中心に継続しており、新型インフルエンザが発生する危険性は依然として高いレベルにあります。

文部科学省では、平成18年9月に「文部科学省新型インフルエンザ対策行動計画」を決定し、各国公私立大学長を含む関係機関に通知したところです。この行動計画は、平成17年12月に政府として決定された「新型インフルエンザ対策行動計画」を踏まえ、文部科学省及び関係機関が行うべき対応等を記載したものです。

フェーズについて

| フェーズ区分 | | 状 態 |
|--------|--------|--|
| 国内未発生 | フェーズ3A | ヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認されているが、ヒトからヒトへの感染は基本的になく、国内では発生していない状態 |
| | フェーズ4A | ヒトからヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認されているが、感染集団は小さく限られており、国内では発生していない状態 |
| | フェーズ5A | ヒトからヒトへの新しい亜型のインフルエンザが確認され、大きな集団発生が見られ、パンデミック発生のリスクが高まるが、国内では発生していない状態 |
| | フェーズ6A | パンデミック(世界的大流行を呈する状況)が発生し、世界の一般社会で急速に感染が拡大しているが、国内では発生していない状態 |
| 国内で発生 | フェーズ3B | ヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認されているが、ヒトからヒトへの感染は基本的にはないが国内でも発生が見られる状態 |

| | | |
|-------|----------|--|
| 国内で発生 | フェーズ 4 B | ヒトからヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認されているが、感染集団は小さく限られており、国内でも発生が見られる状態 |
| | フェーズ 5 B | ヒトからヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認され、大きな集団発生が見られる。国内でも発生が見られ、パンデミック発生のリスクが高まっている状態 |
| | フェーズ 6 B | パンデミックが発生し、世界の一般社会で急速に感染が拡大している。国内でもパンデミックが発生し、厚生労働大臣から非常事態宣言(国内対策強化宣言)が出される状態 |

2. 対応体制

世界のいずれかの国で新型インフルエンザ感染が確認されたが、集団発生は小さく限られており、日本国内では発生していない状態から、パンデミックが発生し、国内でも大流行している状況まで、新型インフルエンザの発生、感染拡大には、時間的な経緯があることが想定されます。

対応が求められる事柄としても、文部科学省等から示される情報の周知から、大学や附属施設等の封鎖まで、時間的な経緯を重ねて進めていくこととなると思われます。

このことから、本学では、対応体制を2段階に分け、主な対応が情報提供や意識啓発である第1段階では、担当課長レベルで迅速に対応できるようにしています。

事態が進行し、県内で新型インフルエンザ感染が発生した場合や、兵庫県では発生していないが他の複数県で発生している場合など、第2段階では、理事(病院担当)を本部長とし、関係理事、関係施設等の長、事務局長、関係部長、保健管理センター所長等で構成する対策本部に於いて、文部科学省等からの要請を踏まえて対応を進めることとしています。

【第1段階】(フェーズ3 A及びフェーズ3 Bの段階)

① 神戸大学新型インフルエンザ対策会議の設置

世界のいずれかの国で新型インフルエンザ感染が確認され、学生等に感染の可能性のある場合は、速やかに情報の収集を行う。状況に応じて、「神戸大学新型インフルエンザ対策会議」(以下「対策会議」という。)を設置し、同会議の下で対応を行うとともに、状況が悪化した場合に必要な対応事項を洗い出します。

対策会議は、理事(病院担当)(議長)、関係理事、事務局長、保健管理センター所長、総務部長、国際部長、学務部長で構成し、対策会議の

事務は、総務部総務課が主管し、関係部課が参画します。

② 新型インフルエンザ対策担当課長会議の設置

対策会議の下に、新型インフルエンザ対策担当課長会議（以下「担当課長会議」という。）を設置します。

注意喚起や情報の周知など、比較的事務的対応が可能な事項で、かつ至急に対応する必要がある事項については、担当課長会議において決定し、対策会議に報告することとしています。

担当課長会議は、総務課長、人事課長、国際企画課長、留学生課長、学務課長、学生生活課長で構成します。

【第2段階】（フェーズ4～6 A、4 Bの県内発生及び5 B～6 Bの段階）

① 新型インフルエンザ対策本部の設置

文部科学省から各大学等に要請がなされ次第、速やかに「神戸大学新型インフルエンザ対策本部」（以下「対策本部」という。）を設置し、同本部の下で、文科省からの要請への対応を行います。

対策本部は、病院担当理事（本部長）、教育担当理事、国際交流担当理事、入試・学生生活担当理事、事務局長（副本部長）、保健管理センター所長、医学部附属病院長、総務部長、国際部長、学務部長及びその他本部長が必要と認める者で構成し、対策本部の事務は、関係部課の参画を得て、総務課が主管します。

② 新型インフルエンザ対策担当課長会議の設置

対策会議の下に、引き続き、担当課長会議を設置し、担当課長会議は、対策本部の下で、必要な対応事項について検討します。担当課長会議の構成は、第1段階と同様です。

3. 対応事項及び担当部署

大学等が対応を要請される事項は、文部科学省の行動計画において、フェーズに応じて定められています。

本学では、これを踏まえて、大学として対応する事項と担当部署を、下表のとおり、フェーズに応じて明確化しています。

新型インフルエンザの発生、感染は、いつ起っても不思議ではない状況と言われており、発生した場合には、関係部課と部局等が緊密に連携する必要があることから、役員や部局等の長のみならず広く教職員が情報把握に努めることを、念頭に入れておく必要があります。

【4 A段階】

| 対 応 事 項 | 担 当 部 署 |
|---|--|
| ①文部科学省等から示される情報等を踏まえつつ、保健管理センターからの呼びかけや学内広報・掲示板の活用などを通じ、海外での新型インフルエンザの発生状況や予防のために必要な留意事項等について、新たに得られた情報を学生や教職員に迅速かつ確実に周知する。 | 総務部総務課、人事課、学務部学生生活課、保健管理センター、各部局等 |
| ②日本国内で発生した場合に備え、学内の連絡網や対応方針等について確認する。 | 総務部総務課、各部局等 |
| ③当該地域で発生した場合に、国及び地方公共団体の保健部局等からの要請に速やかに対応できるよう、あらかじめ連絡体制を整備する。 | 総務部総務課、医学部附属病院 |
| ④患者発生国・地域への海外旅行等については、新型インフルエンザの関係情報を踏まえた上で、自粛を含め再検討するよう学生や教職員に周知する。 | 総務部総務課、人事課、国際部国際企画課、留学生課、学務部学生生活課、各部局等 |
| ⑤新型インフルエンザ発生国・地域から帰国した学生や教職員がいる場合、風評により不当な扱いを受けることがないように、冷静な対応がとられるよう周知する。 | 総務部総務課、人事課、国際部国際企画課、留学生課、学務部学生生活課、各部局等 |
| ⑥発生国に留学中の日本人学生との連絡体制を確保する。 | 国際部留学生課、学務部学務課、各部局等 |
| ⑦学生を発生国に派遣している、あるいは今後派遣する場合において、必要に応じて学生に適切な指導・助言を行う。 | 国際部留学生課、学務部学務課、各部局等 |
| ⑧発生国から帰国した日本人学生、発生国から留学してきた外国人学生について、新型インフルエンザのような症状を呈した場合には、ただちに医療機関等で受診するようあらかじめ指導する。 | 国際部留学生課、学務部学務課、各部局等 |

【5 A段階】

| 対 応 事 項 | 担 当 部 署 |
|---|--|
| ①文部科学省等から示される情報等を踏まえつつ、保健管理センターからの呼びかけや学内広報・掲示板の活用などを通じ、海外での新型インフルエンザの症状や予防のために必要な留意事項等についての情報、海外での拡大に関する情報を学生や教職員に迅速かつ確実に周知すること。この際、不確実な情報による不要な不安や混乱を防止し、正しい情報に基づき、適切な判断・行動がなされるよう指導する。 | 総務部総務課、人事課、学務部学生生活課、保健管理センター、各部局等 |
| ②日本国内で発生した場合に備え、学内の連絡網や対応方針等について十分に確認しておく。 | 総務部総務課、各部局等 |
| ③当該地域で発生した場合に、国及び地方公共団体の保健部局等からの要請に速やかに対応できるよう、あらかじめ連絡体制を整備する。 | 総務部総務課、医学部附属病院 |
| ④患者発生国・地域への海外旅行等については、新型インフルエンザの関係情報を踏まえた上で、自粛を含め再検討するよう学生や教職員に周知する。 | 総務部総務課、人事課、国際部国際企画課、留学生課、学務部学生生活課、各部局等 |
| ⑤新型インフルエンザ発生国・地域から帰国した学生や教職員が、各大学等において風評により不当な扱いを受けることがないように、冷静な対応がとられるよう周知する。 | 総務部総務課、人事課、国際部国際企画課、留学生課、学務部学生生活課、各部局等 |
| ⑥留学中の全日本人学生との連絡体制を確保する。 | 国際部留学生課、学務部学務課、各部局等 |
| ⑦学生を発生国に派遣している、あるいは今後派遣する場合において、必要に応じて学生に適切な指導・助言を行う。 | 国際部留学生課、学務部学務課、各部局等 |
| ⑧海外から帰国した全日本人学生、海外から留学してきた全外国人学生について、新型インフルエンザの症状を呈した場合には、ただちに医療機関等で受診するようあらかじめ指導する。 | 国際部留学生課、学務部学務課、各部局等 |

【6 A段階】

| 対 応 事 項 | 担 当 部 署 |
|---|--|
| ①文部科学省等から示される情報等を踏まえつつ、保健管理センターからの呼びかけや学内広報・掲示板の活用などを通じ、海外での新型インフルエンザの症状や予防のために必要な留意事項等についての情報、海外での拡大に関する情報を学生や教職員に迅速かつ確実に周知する。この際、不確実な情報による不要な不安や混乱を防止し、正しい情報に基づき、適切な判断・行動がなされるよう指導する。 | 総務部総務課、人事課、学務部学生生活課、保健管理センター、各部局等 |
| ②日本国内で発生した場合に備え、学内の連絡網や対応方針等について十分に確認しておく。 | 総務部総務課、各部局等 |
| ③当該地域で発生した場合に、国及び地方公共団体の保健部局等からの要請に速やかに対応できるよう、あらかじめ連絡体制を整備する。 | 総務部総務課、医学部附属病院 |
| ④患者発生国・地域への海外旅行等については、新型インフルエンザの関係情報を踏まえた上で、自粛を含め再検討するよう学生や教職員に周知する。 | 総務部総務課、人事課、国際部国際企画課、留学生課、学務部学生生活課、各部局等 |
| ⑤新型インフルエンザ発生国・地域から帰国した学生や教職員が、各大学等において風評により不当な扱いを受けることがないように、より一層冷静な対応をとるよう周知する。 | 総務部総務課、人事課、国際部国際企画課、留学生課、学務部学生生活課、各部局等 |
| ⑥留学中の全日本人学生との連絡体制を確保し、安否確認を行う。 | 国際部留学生課、学務部学務課、各部局等 |
| ⑦学生を発生国に派遣している、あるいは今後派遣する場合において、留学中の学生に対して帰国等の適切な指導を行うとともに、留学予定に学生の派遣については、自粛を含め、再検討させる。 | 国際部留学生課、学務部学務課、各部局等 |
| ⑧海外から帰国した全日本人学生、海外から留学してきた全外国人学生について、新型インフルエンザの症状を呈した場合には、ただちに医療機関等で受診 | 国際部留学生課、学務部学務課、各部局等 |

| | |
|----------------|--|
| するようあらかじめ指導する。 | |
|----------------|--|

【4B段階】

| 対 応 事 項 | 担 当 部 署 |
|--|-----------------------------------|
| ①文部科学省等から示される情報、新型インフルエンザの発生状況や予防のために必要な留意事項等を踏まえつつ、保健管理センターからの呼びかけや学内広報・掲示板の活用などを通じ、新型インフルエンザについての情報を学生や教職員に迅速かつ確実に周知する。パニックを引き起こさず、正しい情報に基づき、適切な判断・行動をするよう指導を徹底する。 | 総務部総務課、人事課、学務部学生生活課、保健管理センター、各部局等 |
| ②学生及び保護者等に対しては、本人及び家族等の健康状態に特に注意し、異変が見られた場合には、医療機関等に相談するよう指導する。 | 総務部総務課、学務部学生生活課、保健管理センター、各部局等 |
| ③予防のためには、人混みを避けるとともに、外出の際にはマスクの着用、うがいと手洗いの励行が重要であり、新型インフルエンザが発生した地域においては、これらの留意事項が徹底されるよう指導する。 | 総務部総務課、人事課、学務部学生生活課、保健管理センター、各部局等 |
| ④発生地域以外においても、新型インフルエンザが発生した場合に備え、各大学等が国及び地方公共団体の保険部局からの要請を混乱なく受けられるよう事前に連絡体制の整備等を行っておく。 | 総務部総務課、医学部附属病院 |
| ⑤学生や教職員に新型インフルエンザ患者等が発生した場合、感染症法に基づき、入院勧告等の措置が講じられることから、国及び地方公共団体からの感染症法に基づく要請に対し速やかに協力するよう要請する。 | 総務部総務課、人事課、国際部留学生課、学務部学生生活課、各部局等 |
| ⑥特に、学生に新型インフルエンザ患者等が発生した場合には、国及び地方公共団体から発表される情報を踏まえ、出校停止等の措置を講じることについて、ただちに検討し、適切に対処する。 | 総務部総務課、学務部学生生活課、保健管理センター |

| | |
|---|--|
| ⑦学生や教職員に新型インフルエンザ患者等が発生した場合には、大学等の全体又は一部の臨時休業の措置を講じることについて、ただちに検討し、適切に対処する。 | 総務部総務課、人事課、学務部学務課、学生生活課、保健管理センター、各部局等 |
| ⑧患者等又は患者等と接触した者が関係する地域においては、大学等の全部又は一部の臨時休業の措置を講じることについて必要に応じて検討すること。 | 総務部総務課、人事課、学務部学務課、学生生活課、保健管理センター、各部局等 |
| ⑨大学等の全部又は一部の臨時休業の措置を講じる場合は、その範囲や期間等について、ウイルスの感染力等様々な情報を総合的に判断する必要があるため、国及び地方公共団体から発表される情報に十分留意する。 | 総務部総務課、人事課、学務部学務課、学生生活課、保健管理センター、各部局等 |
| ⑩学生の出校停止等や大学等の全部又は一部の臨時休業の措置等を講じるに当たっては、患者等やその家族及び接触者に対する差別が起こらないよう十分留意すること。 | 総務部総務課、人事課、学務部学務課、学生生活課、保健管理センター、各部局等 |
| ⑪海外渡航等については、厚生労働省より提供される関連情報を踏まえ、自粛を含め適切な対応をとるよう周知すること。 | 総務部総務課、人事課、国際部国際企画課、留学生課、学務部学生生活課、各部局等 |
| ⑫発生国に留学中の日本人学生との連絡体制を確保する。 | 国際部留学生課、学務部学務課、各部局等 |
| ⑬学生を発生国に派遣している、あるいは今後派遣する場合において、必要に応じて学生に適切な指導・助言を行う。 | 国際部留学生課、学務部学務課、各部局等 |
| ⑭発生国から帰国した日本人学生、発生国から留学してきた外国人学生について、新型インフルエンザのような症状を呈した場合には、ただちに医療機関等で受診するようあらかじめ指導する。 | 国際部留学生課、学務部学務課、各部局等 |

【5B段階】

| 対 応 事 項 | 担 当 部 署 |
|--|---------------------------------------|
| ①文部科学省等から示される情報、新型インフルエンザの発生状況や予防のために必要な留意事項等を踏まえつつ、保健管理センターからの呼びかけや学内広報・掲示板の活用などを通じ、新型インフルエンザについての情報を学生や教職員に迅速かつ確実に周知する。パニックを引き起こさず、正しい情報に基づき、適切な判断・行動をするよう指導を徹底する。 | 総務部総務課、人事課、学務部学生生活課、保健管理センター、各部局等 |
| ②学生や保護者に対しては、本人及び家族等の健康状態に特に注意し、異変が見られた場合には、医療機関等に相談するよう指導する。 | 総務部総務課、学務部学生生活課、保健管理センター、各部局等 |
| ③予防のためには、全国において、人混みを避けるとともに、外出の際にはマスクの着用、うがいと手洗いが徹底されるよう指導する。 | 総務部総務課、人事課、学務部学生生活課、保健管理センター、各部局等 |
| ④発生地域以外においても、新型インフルエンザが発生した場合に備え、各大学等が国及び地方公共団体の保険部局からの要請を混乱なく受けられるよう事前に連絡体制の整備等を行っておく。 | 総務部総務課、医学部附属病院 |
| ⑤学生や教職員に新型インフルエンザ患者等が発生した場合、感染症法に基づき、入院勧告等の措置が講じられることから、国及び地方公共団体からの感染症法に基づく要請に対し速やかに協力するよう要請する。 | 総務部総務課、人事課、国際部留学生課、学務部学生生活課、各部局等 |
| ⑥特に、学生に新型インフルエンザ患者等が発生した場合には、国及び地方公共団体から発表される情報を踏まえ、出校停止等の措置を講じることについて、ただちに検討し、適切に対処する。 | 総務部総務課、学務部学生生活課、保健管理センター |
| ⑦学生や教職員に新型インフルエンザ患者等が発生した場合には、大学等の全体又は一部の臨時休業の措置を講じることについて、ただちに検討し、適切に対処する。 | 総務部総務課、人事課、学務部学務課、学生生活課、保健管理センター、各部局等 |

| | |
|---|--|
| ⑧患者等又は患者等と接触した者が関係する地域においては、大学等の全部又は一部の臨時休業の措置を講じることについて必要に応じて検討する。 | 総務部総務課、人事課、学務部学務課、学生生活課、保健管理センター、各部局等 |
| ⑨大学等の全部又は一部の臨時休業の措置を講じる場合は、その範囲や期間等について、ウイルスの感染力等様々な情報を総合的に判断する必要があるため、国及び地方公共団体から発表される情報に十分留意する。 | 総務部総務課、人事課、学務部学務課、学生生活課、保健管理センター、各部局等 |
| ⑩学生の出校停止等や大学等の全部又は一部の臨時休業の措置等を講じるに当たっては、患者等やその家族及び接触者に対する差別が起こらないよう十分留意する。 | 総務部総務課、人事課、学務部学務課、学生生活課、保健管理センター、各部局等 |
| ⑪海外渡航等については、厚生労働省より提供される関連情報を踏まえ、自粛を含め適切な対応をとるよう周知する。 | 総務部総務課、人事課、国際部国際企画課、留学生課、学務部学生生活課、各部局等 |
| ⑫外出の自粛が勧告されるものと想定されるため、その趣旨の周知を徹底する。 | 総務部総務課、人事課、学務部学生生活課、保健管理センター、各部局等 |
| ⑬留学中の全日本人学生との連絡体制を確保する。 | 国際部留学生課、学務部学務課、各部局等 |
| ⑭学生を発生国に派遣している、あるいは今後派遣する場合において、必要に応じて学生に適切な指導・助言を行う。 | 国際部留学生課、学務部学務課、各部局等 |
| ⑮海外から帰国した全日本人学生、海外から留学してきた全外国人学生について、新型インフルエンザのような症状を呈した場合には、ただちに医療機関等で受診するようあらかじめ指導する。 | 国際部留学生課、学務部学務課、各部局等 |

【6B段階】

| 対 応 事 項 | 担 当 部 署 |
|--|---|
| ①（第1波の到来に際し、政府から「非常事態宣言」が発令される予定であり、）大学等の閉鎖を行い、極力外出を控えることと併せて、閉鎖期間中の各大学等と学生との連絡方法を明確にし、閉鎖期間中の学生生活について十分な指導を行う。 | 総務部総務課、人事課、国際部留学生課、学務部学生生活課、保健管理センター、各部局等 |
| ②（第1波後の小康状態期においては、）文部科学省及び各部局等との連携体制を再度確認する。 | 総務部総務課 |
| ③（第1波後の小康状態期においては、）文部科学省等からの通知等を踏まえ、学生や教職員が新型インフルエンザと疑われる症状を呈した場合や感染が確定した場合の対応等について、第2波の到来に備え十分に周知を行う。 | 総務部総務課、人事課、国際部留学生課、学務部学生生活課、保健管理センター、各部局等 |
| ④海外渡航等については、政府からの指示を踏まえ再検討するよう周知する。 | 総務部人事課、国際部国際企画課、留学生課、学務部学生生活課、各部局等 |
| ⑤（第1波の到来に際し、政府から「非常事態宣言」が発令される予定であり、）引き続き、留学中の全日本人学生との連絡体制を確保し、安否確認を行う。 | 国際部留学生課、学務部学務課、各部局等 |
| ⑥学生を発生国に派遣している、あるいは今後派遣する場合において、留学中の学生に対して帰国等の適切な指導を行うとともに、留学予定の学生の派遣については、自粛を含め、再検討させる。 | 国際部留学生課、学務部学務課、各部局等 |
| ⑦海外から帰国した全日本人学生、海外から留学してきた全外国人学生について、新型インフルエンザの症状を呈した場合には、ただちに医療機関等で受診するようあらかじめ指導する。 | 国際部留学生課、学務部学務課、各部局等 |